

ゴミを出すときは きちんと分別を

資源でないもの



プラスチック製品
(洗剤の容器、洗面器、など)



ガラス製品
(コップ、窓ガラス、など)



缶詰缶



※「資源ごみ」でないものは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」としてその収集日に出してください

スプレー缶
(穴を開けてください)



資源ごみ

ビールびん



アルミ・スチール缶
(水で洗ってください)



ペットボトル
(キャップをとって水で洗ってください)



牛乳パック



古新聞、古雑誌



(チラシなどは燃えるごみに出してください)

◆ごみの分け方、出し方については環境センター(☎3-2474)へお問い合わせください。

町では、平成11年7月から町指定のゴミ袋を導入し、ゴミの「分別収集」を実施していますが、最近、きちんと分別せずに出している方が一部で見受けられます。

とくに「資源ゴミ」については、指定容器(黄色の袋)以外の容器に入れたり、ペットボトルなどに中身が入ったままを出したり、チラシなどを新聞や雑誌の中に入れて出すなど、ルール違反が目立っています。

このような行為は分別作業を行う方の二度手間となり、余計な時間や負担がかかりますので、次のことを厳守されるようお願いいたします。

- ① ペットボトルや飲料用空缶などは、指定容器(黄色の袋)に入れて出すこと
- ② チラシなどは燃えるゴミとして出すこと
- ③ 栄養剤やスポーツ飲料の空ビンは、燃えないゴミとして出すこと
- ④ ペットボトルなどの中身は全部出し、水ですすいで出すこと
- ⑤ 「指定ゴミ」に指定された品目以外のゴミは収集しませんのでご注意ください

5月31日まで、必ず取得を

「さくらます」船釣りライセンス制

檜山海区漁業調整委員会で、檜山管内沖合海域での「さくらます」の船釣りについて、平成17年からライセンス制としています。

この海域で決められた期間中に「さくらます」の船釣りを行うおうとする方(漁業者、遊魚者等すべての方)は、このライセンスを取得しなければ「さくらます」を漁獲することができませんので、必ずライセンスを取得した上で作業してください。

この制度が始まってからライセンスを取得しないで「さくらます」を漁獲した方が一部でございましたが、これは違法操業とみなされ厳重に処罰されていますので、必ずライセンスを取得するようにご注意ください。

なお、今年のライセンス期間は既に1月20日(日)から始まり、5月31日(土)までとなっております。

●2月の専門医の出張診療日●

消化器内科診療

- ▶2月1日(金) 受付 午後1時30分～2時30分
- ▶2月15日(金) 受付 午後1時30分～2時30分
- ▶2月29日(金) 受付 午後1時30分～2時30分

耳鼻咽喉科診療

- ▶2月14日(木) 受付 午後1時30分～2時30分
- ▶2月15日(金) 受付 午前8時30分～午後2時30分

矯正歯科診療

- ▶2月15日(金) 午後1時～予約が必要

眼科診療

- ▶2月29日(金) 受付 午後1時30分～2時30分

- 檜山海区漁業調整委員会
☎ 0139-152-6556
- 檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会
☎ 0139-162-3300
- ひやま漁協奥尻支所
☎ 01397-1312311

■ 走行中の車から空き缶やゴミを捨てる方が目立っています。車からのポイ捨てはやめ、美しい島をみんなで守りましょう

頭の上は危険です!!

屋根から落ちる雪や氷に注意

例年2月は気温の寒暖差が大きく、屋根からの落水雪で下敷きとなったり、雪下ろし作業中に屋根から転落したり除雪機に巻き込まれるなど、尊い命を落とす事故が全道で多く発生しています。

このような落水雪などによる事故防止のため、次のようなことに注意しましょう。

■屋根の雪や氷柱は早めに除去を

道路に面した屋根の雪や氷柱、玄関上の屋根の氷柱、窓



枠等に付着した氷柱を常に点検し、早めに除去しておくよう心がけましょう。

■雪下ろしは転落防止対策を

雪下ろし作業中に屋根から転落する事故が多く発生して

いますので、雪下ろし時には転落防止用のロープを確実に装着するなど、転落防止の対策に努めましょう。

また、屋根からの雪下ろしの際には、軒下などの歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意しましょう。

■子どもを軒下などで遊ばせない

落水雪の恐れがある場所では子どもを遊ばせないよう注意するとともに、遊んでいる

子どもを見かけた際には注意しましょう。

■危険な軒下は歩かない

落水雪の恐れのある軒下などを歩かないようにし、また、建物の管理者は看板やロープなどで歩行者に注意を促すようにしましょう。

■除雪機は周囲の安全を確かめて

除雪機による除雪中の巻き込み事故などが多く発生していますので、除雪作業中は周囲の安全確認を図るとともに修理時や終了時には速やかなエンジン停止に努めましょう。

法務局からのお知らせ

毎月、登記相談所を開設

今まで「函館地方法務局奥尻出張所」を設けて業務を行っていましたが、函館地方法務局では、平成20年1月11日をもって同出張所を閉庁（廃止）し、

1月15日から同江差支局に統合としています。

この統合に伴う地域住民へのサービスのため、次のとお

り「登記相談所」が奥尻町で開設されますので、登記手続などぜひご相談ください。

■日程 毎月水曜日 平成20年2月20日(水)、3月13日(水)、4月16日(水)、5月21日(水)、6月18日(水)、7月16日(水)、8月20日(水)、9月17日(水)、10月15日(水)、11月19日(水)、12月17日(水)、平

成21年1月21日(水)、2月18日(水)、3月18日(水)
時間 午前9時から午後3時まで
会場 海洋研修センター
内容 登記等に関する相談について函館地方法務局の職員が対応します

■お問い合わせ先

▼函館地方法務局総務課（函館市新川町25番18号） ☎013812317511

▼函館市地方法務局江差支局（檜山郡江差町字姥神町167番地1、江差地方合同庁舎内、） ☎013915211048

ゴミ箱周辺の除排雪をお願いします

2月に入り、積雪量も多くなっていますが、最近、ゴミステーションや各家庭のゴミ箱周辺の除排雪をしていない箇所が一部で見受けられます。こうしたゴミ箱周辺の除排雪をきちんとしていない一部の方のモラルに欠けた行為で、ゴミの収集作業ができなかったり、次の収集時間に遅れたり、収集運搬に支障をきたすとともに、他の人にも大変ご迷惑をかけることにもなります。ゴミの収集運搬をスムーズに行うため、ゴミステーションやゴミ箱の上と設置周辺の除排雪をお願いします。

なお、除排雪をしていないためゴミ箱からゴミを取り出せない場合や、ゴミ箱周辺の除排雪をしない常習者については、ゴミを収集しない場合もありますので、必ず除排雪を行うようご注意ください。